佐倉市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)に広告を掲載する手続等について、佐倉市広告掲載要綱(平成19年11月12日決裁19佐政第262号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

- 第2条 市ホームページに掲載する広告は、次のとおりとする。
- (1) バナー広告(文字又は画像で表示された情報で、広告主の指示するホームページにリンクするものをいう。)
- (2) 記事広告(市が指定する項目で表示された、文字と画像からなる情報をいう。)

(広告の位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、市長が別に定める。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) バナー広告

大きさ	横190ピクセル×縦100ピクセル
形式	GIF (アニメ不可、透過GIF不可)、JPEG又はPNG
データ容量	おおむね 5 0 K B 以下
その他	画像のスライス(分割)不可
	佐倉市ホームページ広告表現ガイドラインに準拠すること

(2) 記事広告

画像	市が別に指定する枚数及びサイズ
形式	GIF (アニメ不可、透過GIF不可)、JPEG又はPNG
データ容量	市が別に指定する容量
文字	市が別に指定する文字情報
その他	画像のスライス(分割)不可
	佐倉市ホームページ広告表現ガイドラインに準拠すること

(広告の掲載期間)

- 第5条 広告を掲載する期間は、次のとおりとする。
- (1) バナー広告 市が指定する範囲内で、原則として月を単位として、広告主の申し出によるものとする。

(2) 記事広告 市が指定する期間

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 市が公募により広告主を募集する方法
- (2) 市が広告代理店を通して広告主を募集する方法
- 2 市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、市ホームページに広告代理店の連絡先等を表示するものとする。

(広告掲載の申込み)

- 第7条 市ホームページへ広告の掲載を希望する者は、佐倉市ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号または第2号)に広告案を添えて、市に申し込むものとする。
- 2 市は、必要に応じて、前項の規定により申込みを行った者(以下「申込者」という。) に掲載に関する資料を求めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、広告代理店が定める方法により申込みを行うものとする。

(広告掲載の決定等)

- 第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載希望者及び広告内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。
- 2 前項の規定による審査により、佐倉市広告掲載基準(平成19年11月7日決裁19 佐政第264号)に適合すると認められた広告が募集件数を超えるときは、次に定める順位により掲載する広告を決定するものとする。この場合において決定しないときは、抽選により決定する。
- (1) 第1順位 市内に事業所等を有するもの
- (2) 第2順位 掲載期間が長いもの
- 3 広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について佐倉 市ホームページ広告掲載申込結果通知書(別記様式第3号)により申込者に通知するもの とする。
- 4 市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、前項の規定は適用しない。

(広告掲載料)

- 第9条 申込者は、前条の規定により送付された佐倉市ホームページ広告掲載申込結果通知 書(別記様式第3号)の記載に従い、広告掲載料を納付するものとする。
- 2 バナー広告を月の途中から掲載する場合には、1月に満たない期間の広告掲載料は、1月の掲載料の額とする。

- 3 記事広告を市が指定する期間の途中から掲載する場合であっても、1掲載料の額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、広告代理店が定めた額及び方法により支払うものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第10条 広告主は、広告原稿を市が指定する期日までに、市に提出するものとする。
- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。
- 3 市は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が広告内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがある場合又はこの要領に抵触していると認める場合は、広告主に対し、期日を指定して広告内容の修正を求めることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、広告主は広告代理店が定めた方法により提出するものとする。

(広告内容等の変更)

- 第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、佐倉市ホームページ広告掲載申込変更届(別記様式第4号)により速やかに市に届け出なければならない。
- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3)前2号に規定するもののほか、佐倉市ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、広告代理店が定めた方法により変更を申し出るものとする。

(広告掲載決定の取消し)

- 第12条 市長は、次に掲げる場合は、広告主への催告その他何らかの手続をすることなく、広告の掲載に係る決定を取り消すことができる。
- (1) 広告主が第9条第1項の期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告主が第10条第1項の期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 広告主が第10条第3項の期日までに広告内容の修正を広告主が行わないとき。
- (4)要綱第3条の規定に反すると判断したとき。
- (5) その他、市ホームページへの広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 前項の規定により、広告の掲載を取り消したときは、佐倉市ホームページ広告掲載取 消通知書(別記様式第5号)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載の申込みを取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の申込みを取り下げるときは、書面により市に 申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

- 第14条 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載が不能となったときはこの限りではない。
- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、次のとおりとする。
- (1) バナー広告 掲載を取り消した月以降に係る納付済月額の総額
- (2) 記事広告 当該広告掲載のために納付した額
- 3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市又は広告代理店と 広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成23年1月31日決裁22佐企第334号) この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則(平成29年3月8日決裁28佐広第379号) この要領は、平成29年3月8日から施行する。

附 則(平成31年3月11日決裁 佐広第418号) この要領は、平成31年3月11日から施行する。

附 則(令和4年5月11日決裁 佐広第56号) この要領は、令和4年6月1日から施行する。